



信書便事業に係る動向等について

平成29年10月18日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

1. 個人情報保護法の改正について

(1) 改正個人情報保護法に基づく報告徴収及び立入検査について

○個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)が改正され、平成29年5月30日から、すべての信書便事業者が、個人情報保護法の規制の対象(※)となりました。

※ 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者についても、新たに個人情報保護法の適用対象となりました。

○個人情報保護法第40条第1項の規定による権限に関する事務(個人情報等の取扱いに係る報告徴収及び立入検査)のうち信書便事業に係るものについては、個人情報保護法第44条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から事業所管大臣たる総務大臣に委任されています。

1 総務大臣が実施する報告徴収等の時期等

- 総務大臣に委任された報告徴収及び立入検査(以下「報告徴収等」といいます。)については、信書便法の規定に基づく報告徴収等(自主点検報告、新規事業者検査等)における顧客情報の取扱いに係る調査に併せて行うことを基本としますが、事案に応じて、適宜、実施する場合があります。
- 総務大臣は、報告徴収等を行った場合には、個人情報保護法第44条第2項の規定により、その結果について個人情報保護委員会に報告します。

2 個人データ等漏えい等事案の総務大臣への報告

- 信書便事業分野の個人データ等漏えい等事案の報告先も、個人情報保護委員会から事務の委任を受けている総務大臣となります。
(具体的な報告先等、詳細は2ページ参照)

(2) 信書便事業における個人データ等漏えい等事案の報告について

信書便事業において個人データ等の漏えい等事案が発覚した場合の報告に関する手続等は、以下のとおりです。報告様式は、総務省HP「信書便事業のページ」中の「信書便事業分野における個人情報の保護について」において掲載しています。

1 報告の対象となる個人データ等の漏えい等事案

次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの

- (1) 信書便事業者が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損
- (2) 信書便事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第20条第1号に規定する加工方法等情報)の漏えい
- (3) (1)又は(2)のおそれ

以下のいずれかに該当するものは報告を要しません。

- ・ 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合
- ・ FAX若しくはメールの誤送信、又は信書便物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

※ 従業員の個人データ等、雇用管理に関するものの漏えい等事案の報告先は、個人情報保護委員会となります。

2 報告先

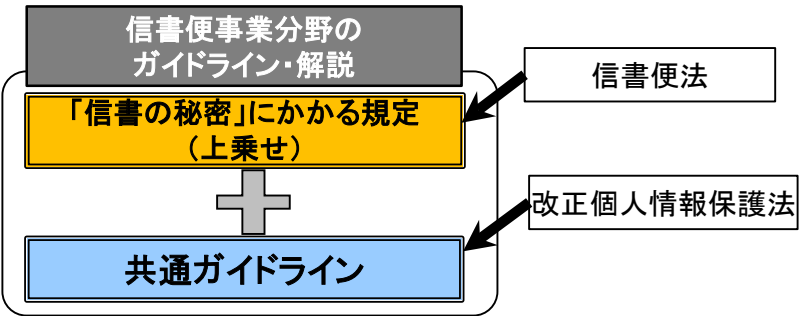
報告元	報告先
一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者	特定信書便事業者を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所
上記以外の特定信書便事業者	総務省(信書便事業課) ※ 総合通信局又は沖縄総合通信事務所を経由することもできます。

(3) 信書便事業分野における個人情報保護ガイドラインの改正

個人情報保護法の改正に伴い、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」とその解説も改正され、5月30日から施行されました。

1 個人情報保護委員会の「共通ガイドライン」との関係

信書便事業分野のガイドラインは、個人情報保護委員会が策定した「個人情報保護に関する法律のガイドライン」に準拠した内容にした上で、改正個人情報保護法と信書便法における「信書の秘密」の保護に関する規定との整合性を確保するために必要な、信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する特例規定を追加しています。



2 ガイドラインにおける信書の秘密に係る個人情報の取扱いに関する主な特例規定

- 信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に個人情報の目的外の利用が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはなりません(第5条第4項)。
- 信書便事業者は、個人情報保護法で例外的に要配慮個人情報の取得が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはなりません(第6条第3項)。
- 信書便事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る信書便法第5条その他の関連規定を遵守しなければなりません(第13条第10項)。

個人情報保護法全般に関する情報については、個人情報保護委員会HP(<http://www.ppc.go.jp>)、個人情報保護法相談ダイヤル(03-6457-9849)を、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説については、総務省HP(<http://www.soumu.go.jp>)の「信書便事業のページ」をそれぞれご利用ください。

(参考1) 改正個人情報保護法の概要

※個人情報保護委員会事務局
資料より抜粋

1 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2 個人情報の定義の明確化

- ① 利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ② 要配慮個人情報(本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報)の取得については、原則として本人の同意を得ることを義務化。

3 個人情報の有用性を確保(利活用)するための整備

匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報)の利活用の規定を新設。

4 いわゆる名簿屋対策

- ① 個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。)
- ② 個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5 その他

- ① 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者についても、新たに規制の対象とする。
- ② オプトアウト(※)規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。(※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている等の要件を満たす場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。)
- ③ 外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

(参考2) 個人情報保護法に基づく報告徴収等関係参照条文

○個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4～9 (略)

○個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)

(地方支分部局の長等への権限の委任)

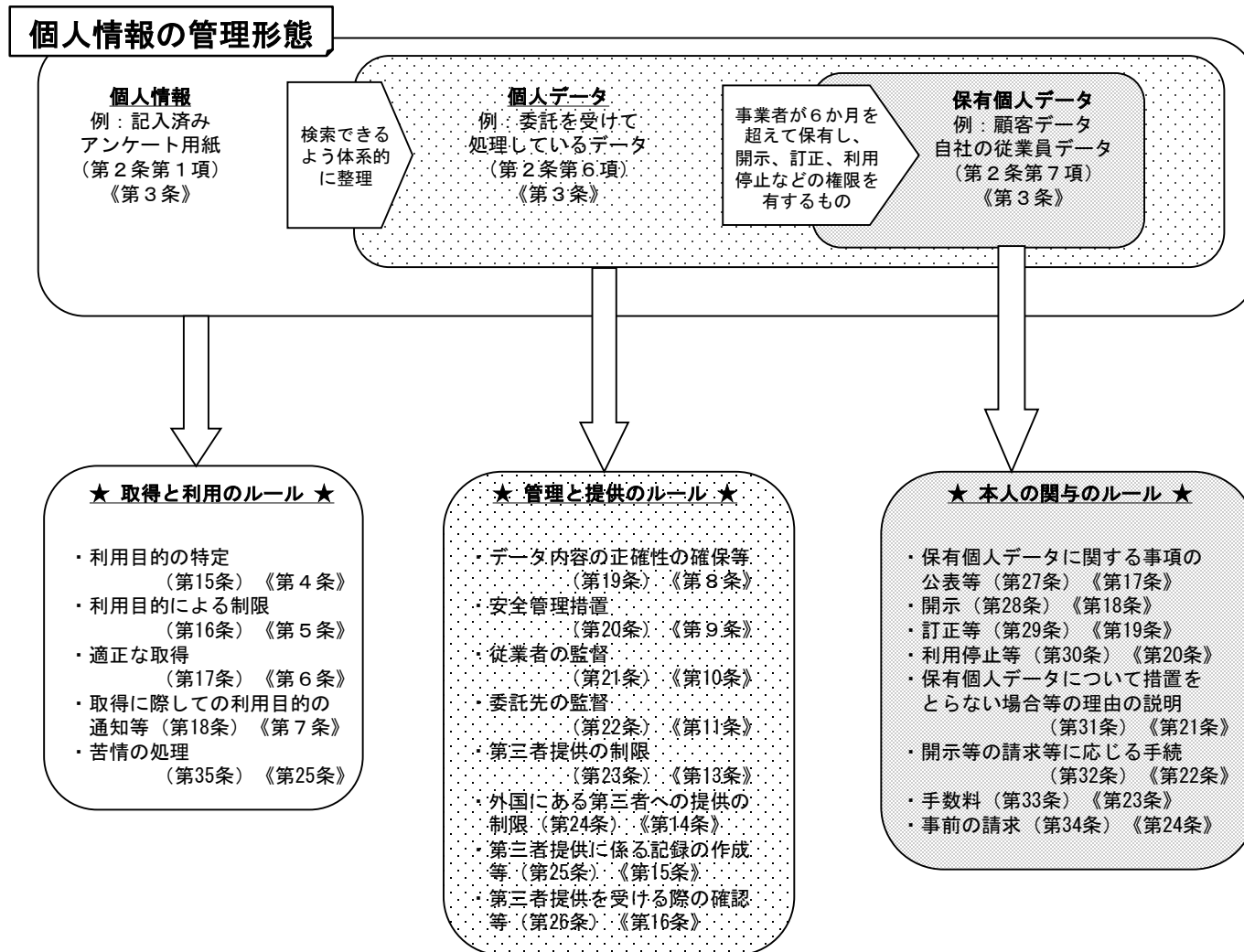
第十五条 (略)

2 事業所管大臣(前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長)は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第四十四条第一項の規定により委任された権限(当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限(同条第二項の規定による権限を除く。))を委任することができる。

3 (略)

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(参考3) 個人情報の管理形態と適用されるルール



()は個人情報保護法の条項、《 》は信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの条項

(参考4) 個人情報の保護と信書の秘密の保護との関係

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした個人情報保護法の規律を遵守する必要に加え、信書の秘密の保護を目的とした信書便法の規律を遵守することが必要。

1 信書の秘密の保護

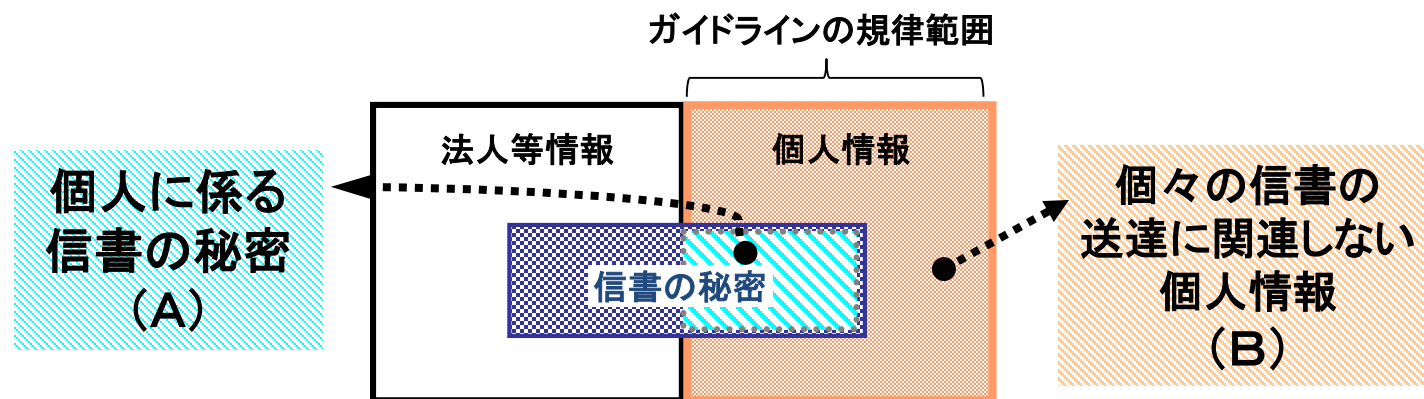
信書の秘密に係る情報（※）は、個人に係る情報のみならず、法人や団体に係る情報も含まれる。

※ 信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の情報。

2 個人情報の保護と信書の秘密の保護との関係

- 信書の秘密のうち、個人に係る信書の秘密（例：個人に係る差出人の住所・氏名等：下図A）は、個人情報に包摂されることから、信書便法に基づく信書の秘密に係る規律に加え、個人情報保護法に基づく規律の対象にもなる。
- 他方、個々の信書の送達に関連しない個人情報（例：商品開発のためのアンケートで取得した個人情報等：下図B）は、信書の秘密の保護の対象外になるが、個人情報保護法に基づく規律は及ぶ。

【図表：個人情報の保護と信書の秘密の保護との関係】



2. 標準信書便約款の適用の注意点

標準信書便約款を適用できる信書便事業者

- 標準信書便約款を適用できるのは、次のいずれかに該当する信書便事業者のみ。
 - (1) 一般貨物自動車運送事業者の許可を受けた者であって、信書便物の送達を一般貨物自動車で行う場合
⇒「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の約款を定めれば、認可手続は不要。
 - (2) 貨物軽自動車運送事業者として届出を行った者であって、信書便物の送達を貨物軽自動車で行う場合
⇒「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の約款を定めれば、認可手続は不要。
- ※① 信書便事業者自らが(1)又は(2)の要件を満たしていることが必要(業務の委託先が要件を満たしていても適用できない)。
- ※② 事業協同組合等の団体の場合は、当該事業協同組合等の設立認可だけでは適用できない。
- ※③ (1)の許可を受けた者又は(2)の届出を行った者であっても、信書便物の送達を一般貨物自動車又は貨物軽自動車で行わないのであれば、適用できない。
- ※④ 信書便物の送達を一般貨物自動車と貨物軽自動車の双方で行う場合は、双方の標準約款と同一の約款を定めることが必要。
- ※⑤ 事業者ごとの異なる記述が認められている一部の箇所を除き、一言一句、同一の内容とすることが必要(同一内容としないのであれば、認可手続が必要)。

運送約款との関係

- 標準信書便約款だけではなく、貨物自動車運送事業法に基づく以下の標準運送約款と同一の運送約款を定めることが必要。これにより、約款については、信書便約款と運送約款のいずれも認可等手続が不要となる。
 - (1)「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の信書便約款を定める場合
⇒標準一般貨物自動車特定信書便運送約款(平成27年国土交通省告示第1063号)
※ 告示名を除き、「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一内容
 - (2)「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一の信書便約款を定める場合
⇒標準貨物軽自動車特定信書便運送約款(平成28年国土交通省告示第247号)
※ 告示名を除き、「貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款」と同一内容

事業概況報告書の「適用する信書便約款」の記入上の注意点

様式第20(第41条関係)

事業概況報告書
 年 月 日から 年 月 日まで
 年 月 日
 総務大臣 殿
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印
 許可の番号及び年月日

1・2 (略)

3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)	事業の名称	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)
			合 計		100%

注1～3 (略)

4 適用する信書便約款(該当する□欄にレ印を記入する。)

☐ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

☐ 上記以外の信書便約款

5 (略)

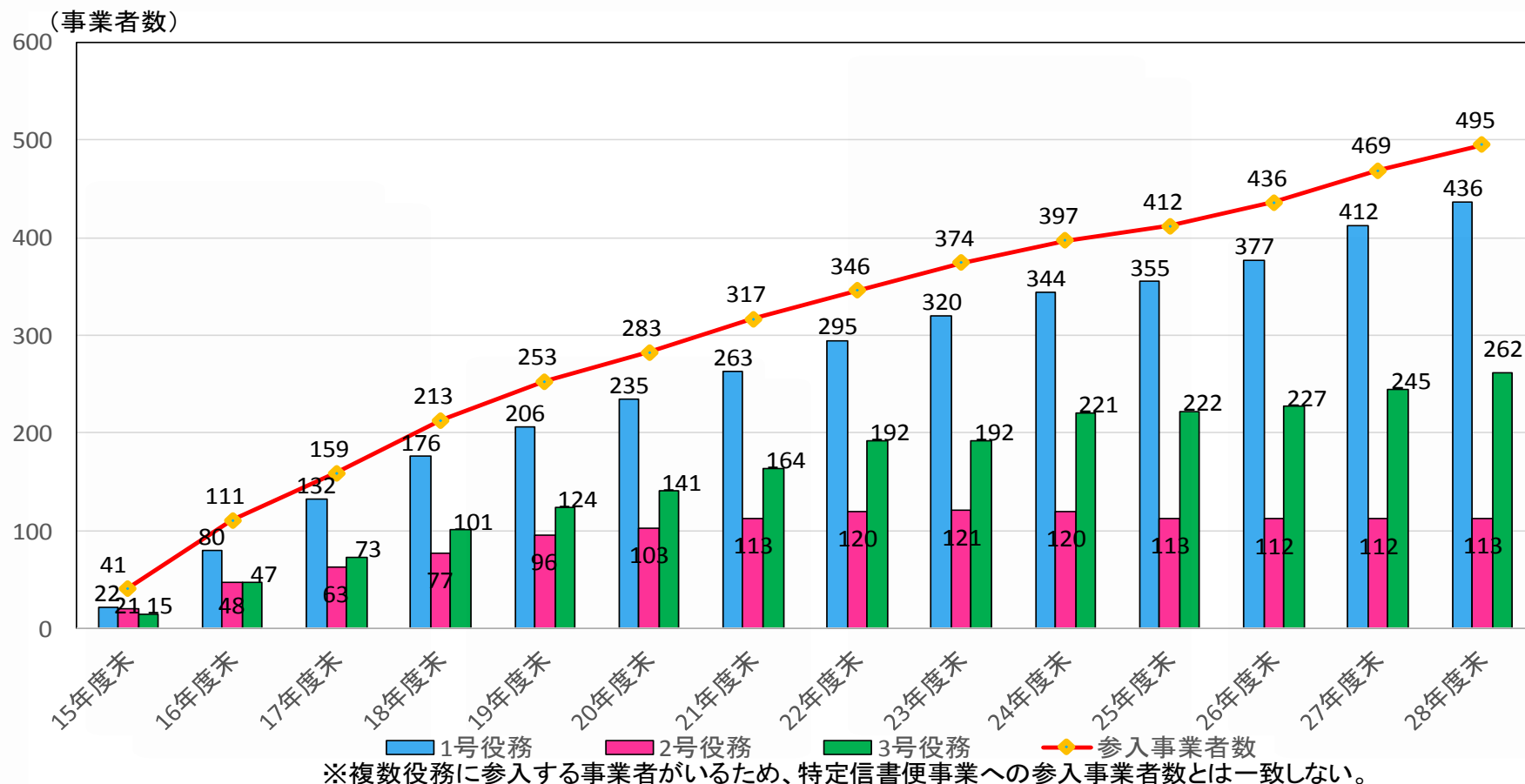
個別に総務省の認可を受けた信書便約款を利用している場合は、この欄に✓印を記入します。

総務省作成の記載例(ひな形)と同じ内容で認可を受けた約款もこの「上記以外の信書便約款」ですので、誤って標準信書便約款の欄に記入しないようご注意願います。

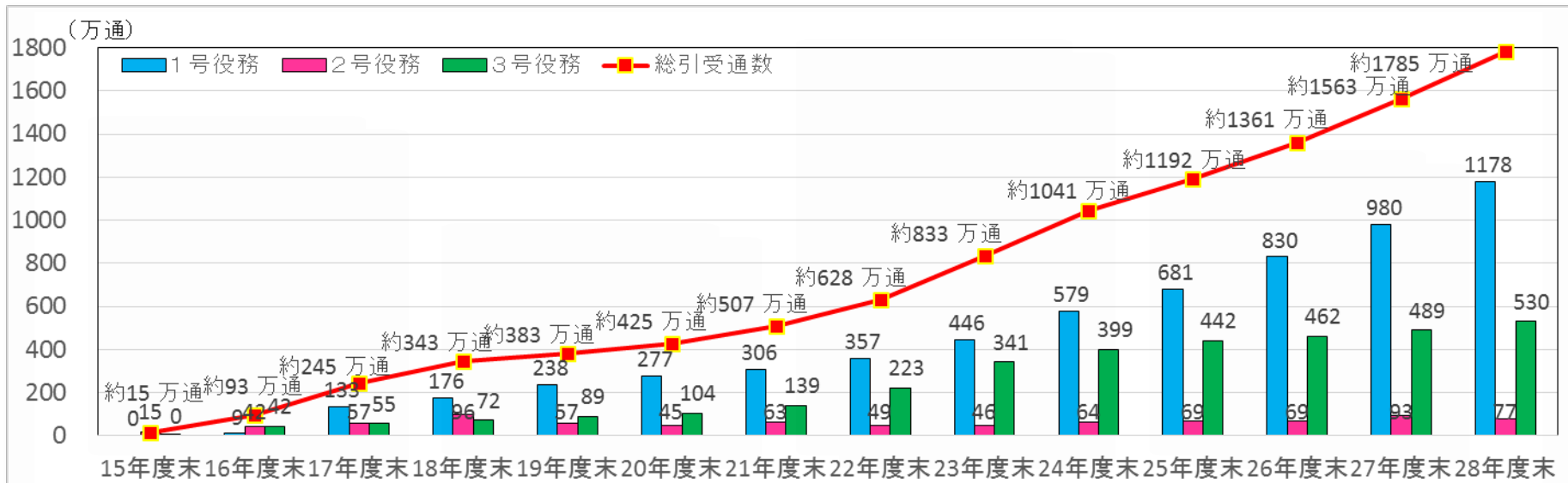
3. 業界の概況

- 特定信書便事業への参入は平成28年度末で495者。1年当たり約35者の参入。
- 平成28年度の引受信書便物は約1,785万通で、対前年度比14.2%(約222万通)の増加
- 平成28年度の信書便事業の売上高は約169億円で、対前年度比15.3%(約22億円)の増加。

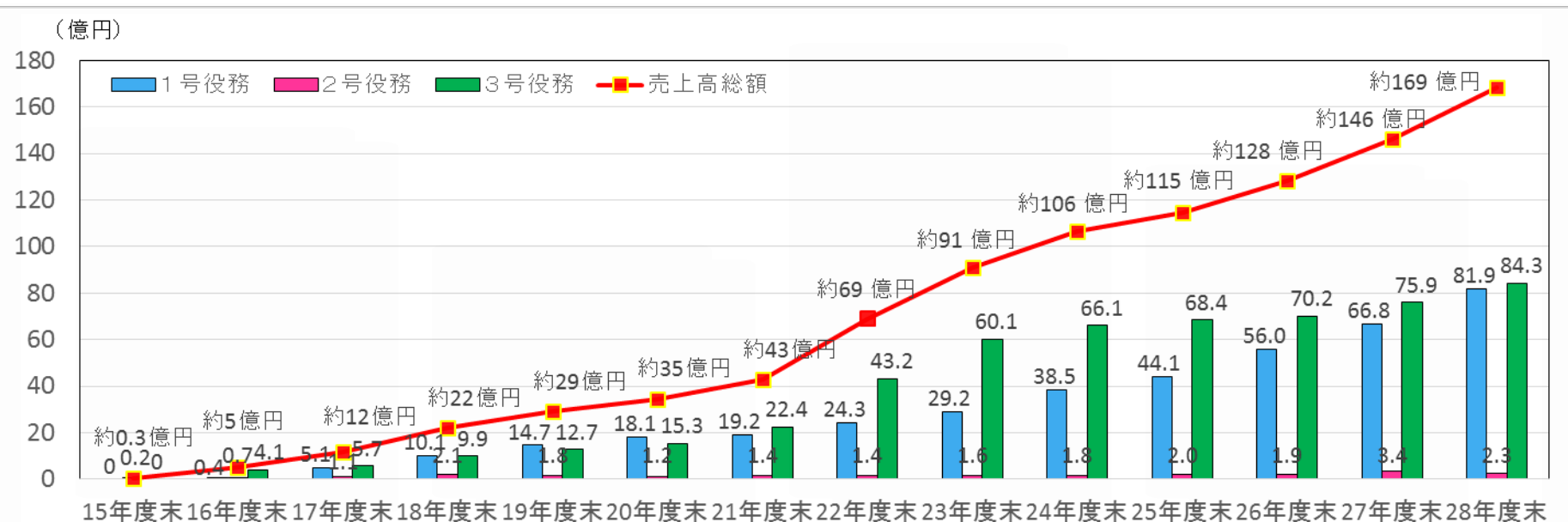
(1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移



(2) 役務別特定信書便引受通数の推移

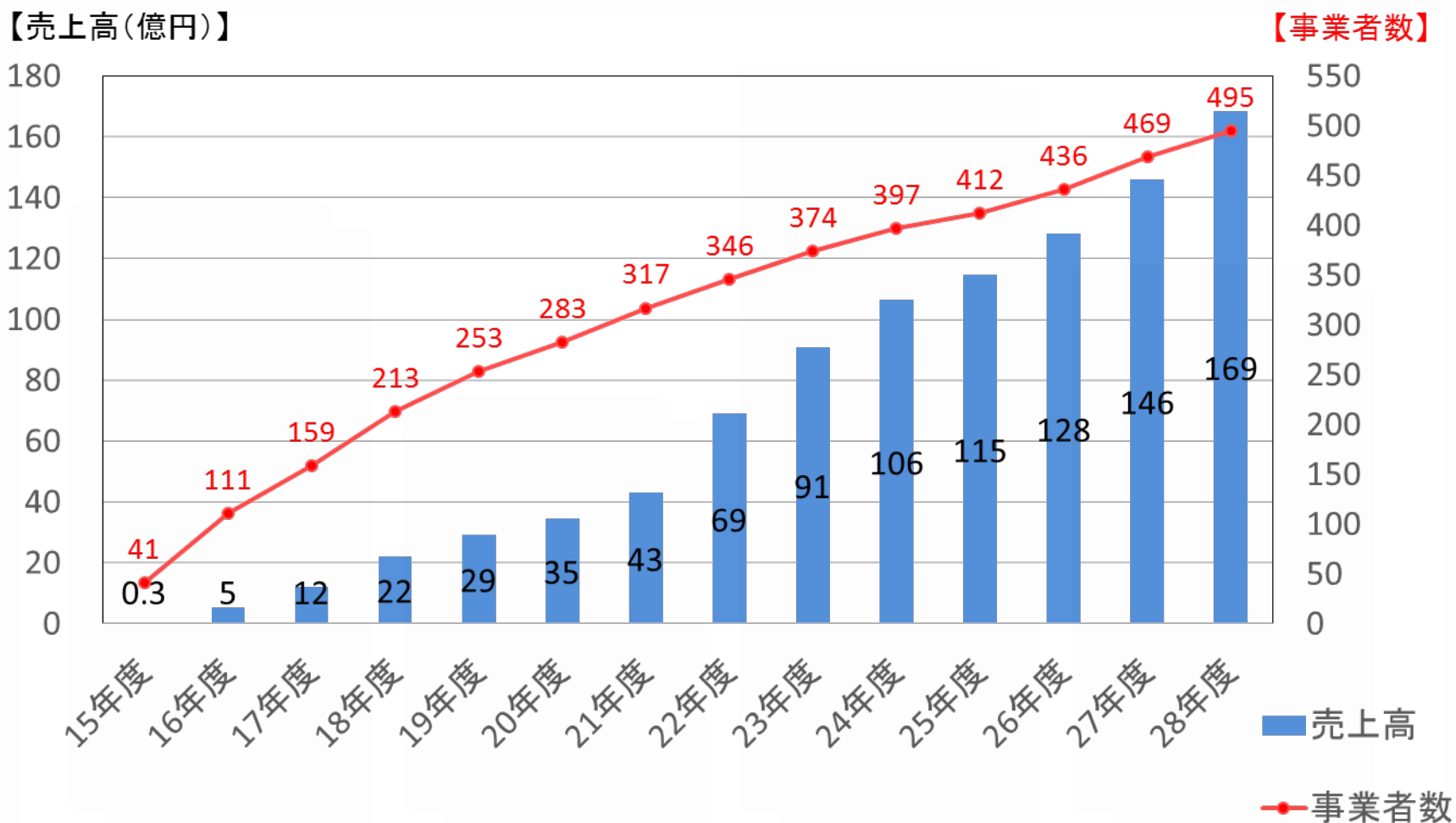


(3) 役務別特定信書便売上高の推移



(4) 特定信書便事業への参入者数と売上高の推移

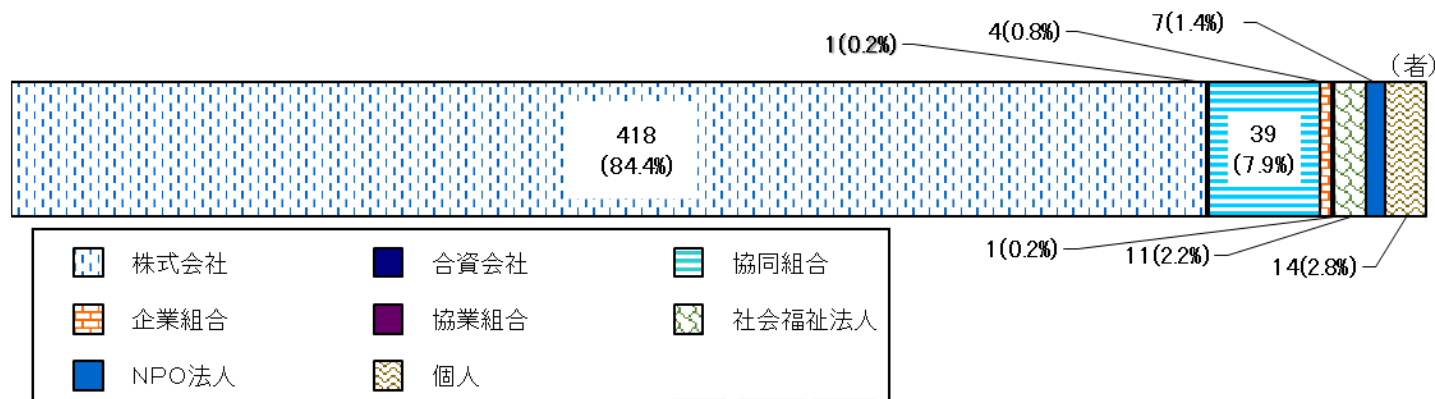
※最近は、参入事業者数の伸びを上回るペースで市場が拡大している。



(5) 参入事業者の経営形態

- 会社形態(株式会社及び合資会社)をとっている者が419者で、全体の84. 6%を占める。
会社形態以外の法人では、協同組合形態が39者(7. 9%)(主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、社会福祉法人が11者(2. 2%)、NPO法人が7者(1. 4%)等となっている。また、個人では14者(2. 8%)が参入している(平成28年度末現在)。
- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、86. 4%(362社)が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の71. 4%(299社)を占める(平成28年度末現在)。

参入事業者の経営形態



(平成29年3月末現在)

参入事業者(会社形態のもの)の資本金規模

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	63 (15.0%)	299 (71.4%)	45 (10.7%)	12 (2.9%)	419 (100%)

(平成29年3月末現在)

(6) 多様な業界からの参入

- 平成29年3月末の参入事業者495者が行う主たる事業を見ると、貨物運送業が375者と大多数を占め、次いで警備業30者、障がい者福祉事業14者、ビルメンテナンス業12者の順。信書便事業に特化しているのは1者。

[主要業種別・参入事業者内訳]

平成29年3月末現在

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	375	印刷業	2
警備業	30	鉄鋼業	1
障がい者福祉事業	14	信書送達業	1
ビルメンテナンス業	12	建設業(造園工事)	1
電気通信サービス業	6	港湾運送業	1
旅客運送業	6	労働者派遣業	1
廃棄物処理業	5	その他卸売・小売業	6
情報サービス業	3	その他サービス業	28
不動産業	3		
計			495

(7)－1 地域別参入状況

○ 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく参入している。特定信書便事業者の参入のない県は高知のみ。

[本社所在地別] 1／2

(平成29年3月末現在)

都道府県	参入者数	役務別			都道府県	参入者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号
北海道	(1)18	(1)18	10	(1)11	神奈川	(4)29	(4)28	2	(2)8
青森	3	3	1	2	山梨	(1)1	(1)1	0	(1)1
岩手	2	2	0	1	関東	(20)162	(18)132	(1)20	(9)67
宮城	3	3	0	0	新潟	5	5	2	4
秋田	3	3	1	2	長野	(1)5	(1)5	1	3
山形	2	2	0	1	信越	(1)10	(1)10	3	7
福島	(1)4	3	1	(1)3	富山	6	5	1	2
東北	(1)17	16	3	(1)9	石川	6	5	2	3
茨城	4	4	0	0	福井	6	5	2	1
栃木	(1)2	(1)2	0	1	北陸	18	15	5	6
群馬	(1)3	(1)3	0	(1)3	岐阜	(6)9	(6)8	2	(6)7
埼玉	13	13	0	4	静岡	(3)13	(3)13		(3)10
千葉	(1)5	(1)5	1	(1)3	愛知	(6)29	(6)27	2	(6)17
東京	(12)105	(10)76	(1)17	(4)47	三重	(1)7	(1)7	1	(1)2

※()は平成27年12月以降の参入者数

(7)－2 地域別参入状況

[本社所在地別]2／2

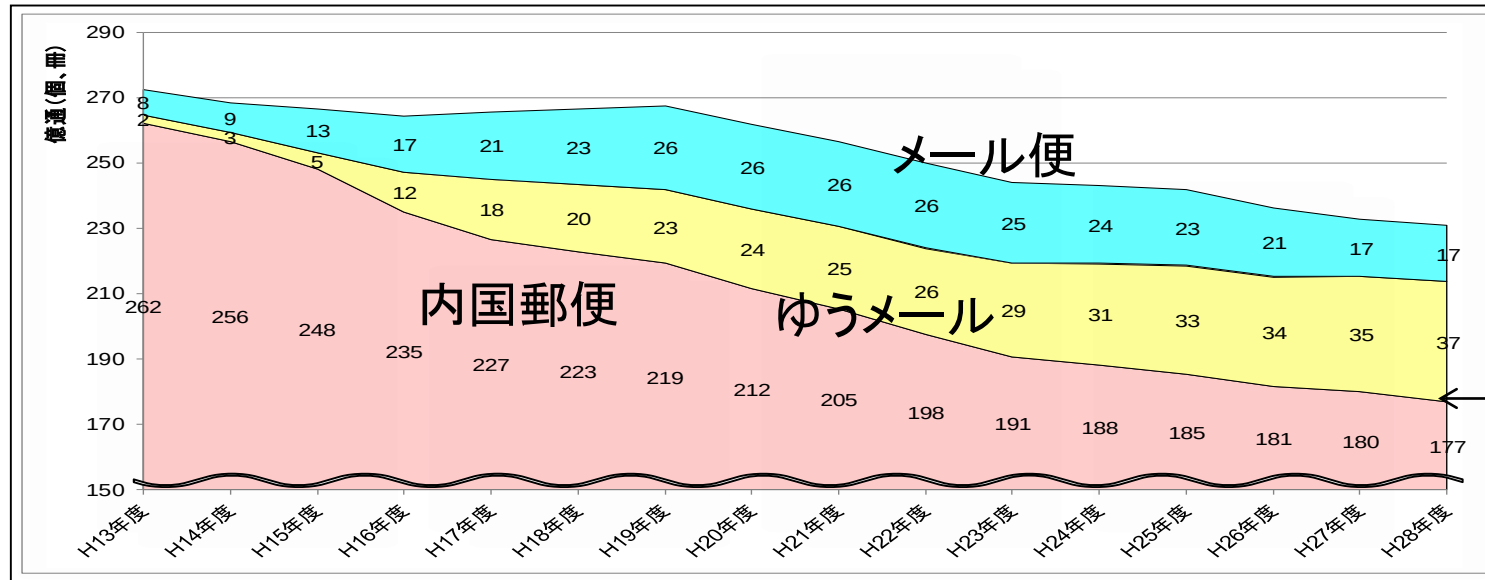
(平成29年3月末現在)

都道府県	参入者数	役務別			都道府県	参入者数	役務別		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号
東海	(16)58	(16)55	5	(16)36	徳島	1	1	0	1
滋賀	3	3	0	3	香川	4	3	2	2
京都	9	7	3	5	愛媛	7	7	2	4
大阪	(6)54	(3)39	(3)15	(2)33	高知	0	0	0	0
兵庫	(2)15	(2)15	1	(1)10	四国	12	11	4	7
奈良	3	3	2	3	福岡	26	25	10	13
和歌山	(1)2	(1)2	1	1	佐賀	(1)13	(1)13	9	6
近畿	(9)86	(6)69	(3)22	(3)55	長崎	(1)9	(1)9	2	6
鳥取	2	2	1	1	熊本	7	7	2	3
島根	7	7	1	2	大分	4	3	3	4
岡山	8	8	3	6	宮崎	3	3	2	3
広島	14	13	2	7	鹿児島	8	7	2	5
山口	3	3	1	0	九州	(2)70	(2)67	30	40
中国	34	33	8	16	沖縄	(1)10	(1)10	3	(1)8
					全国	(51)495	(45)436	(4)113	(31)262

※()は平成27年12月以降の参入者数

(参考) 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

〈書状(信書・非信書)などの合計の推移〉



(注)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録など、比較的軽量の荷物の運送サービスのこと(日本郵便株式会社の「ゆうメール」(旧冊子小包)を除く。)

信書便

(注)信書便は平成15年度に取扱開始

	日本郵便株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
平成13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	—	77,781	2,724,314
平成14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	—	90,702	2,683,100
平成15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
平成16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
平成17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
平成18年度	2,228,417	204,947	2,433,364	343	231,011	2,664,718
平成19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999
平成20年度	2,115,874	242,489	2,358,363	425	258,417	2,617,205
平成21年度	2,052,144	254,063	2,306,207	507	259,215	2,565,929
平成22年度	1,975,794	262,158	2,237,952	628	262,106	2,500,686
平成23年度	1,905,841	287,215	2,193,056	833	246,677	2,440,566
平成24年度	1,881,439	310,124	2,191,563	1,041	237,011	2,429,615
平成25年度	1,852,462	332,421	2,184,883	1,192	231,351	2,417,425
平成26年度	1,814,204	336,194	2,150,399	1,361	210,230	2,361,990
平成27年度	1,798,100	353,940	2,152,040	1,563	172,454	2,326,057
平成28年度	1,768,396	367,355	2,135,751	1,785	172,675	2,310,211

単位: 万通(個、冊)

(出典) 日本郵政グループ
報道資料、国土交通省
報道発表資料等

4. 特定信書便サービスの動向

各役務の条件

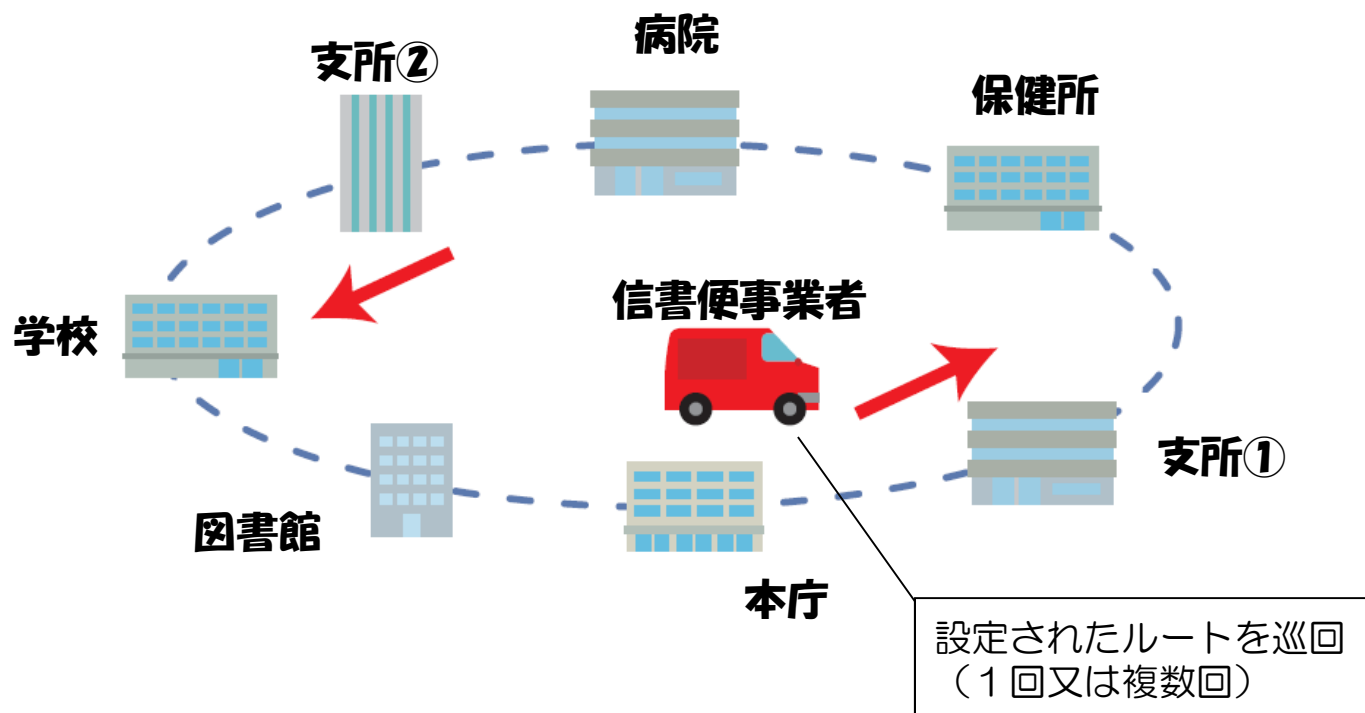
	大きさ及び重量	配達までの時間	料金	提供区域
①大型信書便役務	73cm超/4kg超	—	—	—
② 3 時 間 役 務	—	3時間以内に配達	—	3時間以内に配達可能な区域
③高付加価値役務	—	—	1通800円超	—

各役務のサービス例

	主なサービス例（赤字は、平成27年法改正により、期待される効果）
① 大型 信 書 便 役 務	・本庁と支庁等の間の文書等配送便（巡回、定期集配サービス） → 積載効率の向上（普通自動車から軽四輪自動車へ。自転車等での送達） ・貨物に同封された信書の送達 → コンパクトな信書便物の送達
② 3 時 間 役 務	・バイク便等を利用した急送サービス
③ 高 付 加 価 値 役 務	・メッセージカードの配達サービス（電報類似サービス） → 利用者ニーズに対応するサービスの多様化 ・遠距離への急送、高セキュリティサービス → セキュリティの重要度による段階別サービスの提供

サービス導入例①：大型信書便役務（巡回・定期集配サービス）

- 市町村合併で市域が拡大した市役所の本庁・支所等間の公文書集配業務を委託。
- 知的障がい者の工賃アップと社会訓練を目的に、市役所が社会福祉法人やNPO法人に公文書集配業務を委託。
- 企業の本店・支店間・グループ企業間の信書の巡回・定期集配業務をアウトソーシング。



サービス導入例②：3時間役務（急送サービス）

■ バイク、自転車等による配達

信書便事業者が利用者の指定する場所に出向き信書便物を引き受けてから3時間以内に配達。

宛先の異なる複数の信書便物を差し出すことも可能。

※配達方法の特色例

- ・引受けから配達までを一人の配送員が直送するサービスで、スピードと安全性が要求される書類等の送達に利用。

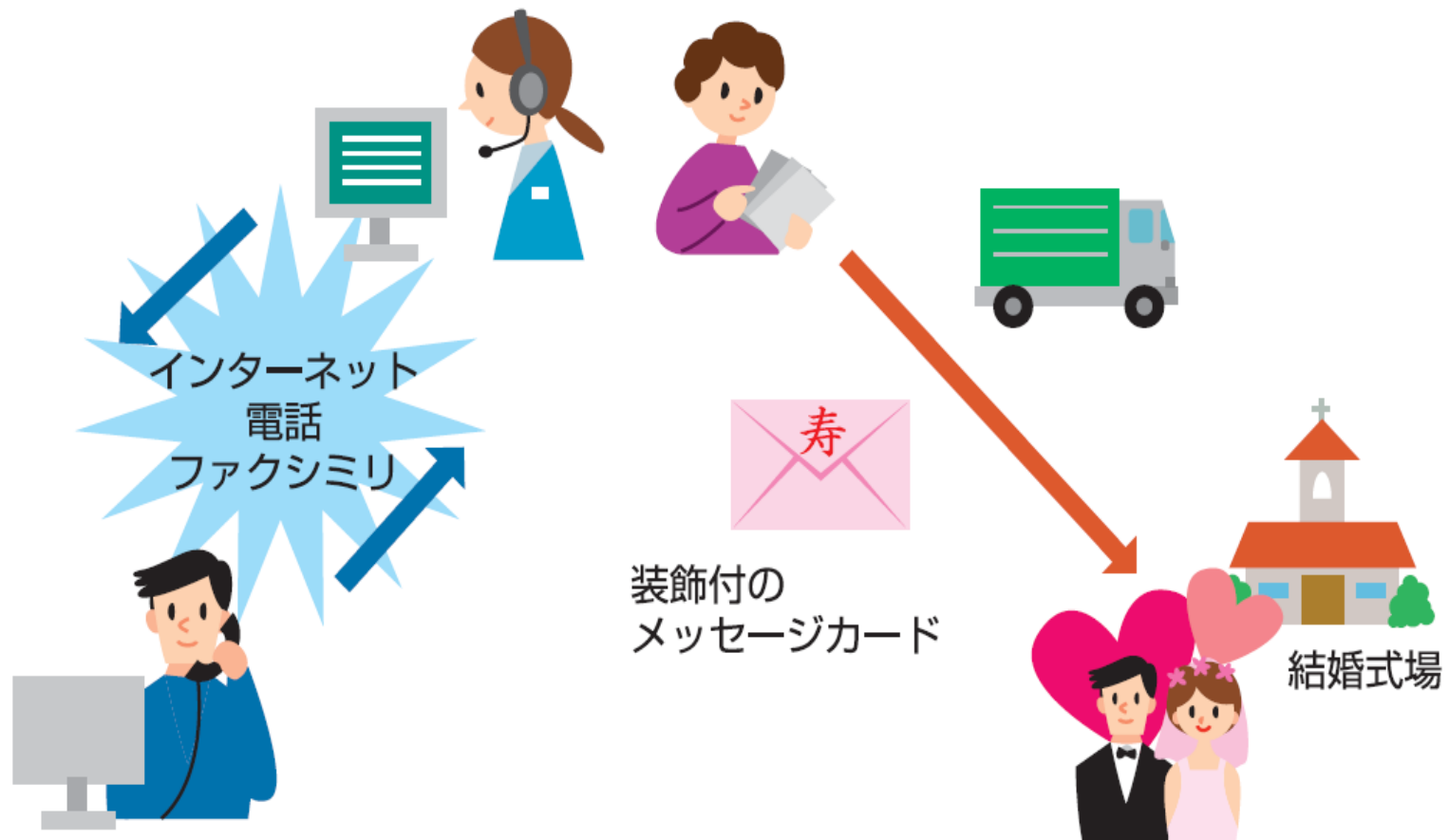
（導入事例）

都内の不動産仲介業や証券会社、広告・出版業界が、急ぎの請求書、領収書、見積書の送達にバイク便や自転車便を利用。



サービス例③：電報類似サービス（高付加価値役務）

- インターネット等で受け付けたメッセージ(通信文)を、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカード(信書便物)として配達



代表的な信書便サービス

- 信書便サービスの代表的なものは6類型(公文書集配、企業グループ内便、地域内急送便、電報類似サービス、広域急送便、高セキュリティ便)、信書便サービスによるメリットの実例としては、地方公共団体等におけるアウトソーシングによるコスト削減、電報類似サービスの付加価値の多様化など

特定信書便事業における代表的なサービス

		内容	意図・要因	成果
1号(大型)	公文書集配	○ 地方公共団体の本庁・支庁間の公文書を集配。	○ 行政経費削減 ○ 自治体区域拡大に伴う需要の増大 ○ コンプライアンス	○ 経費削減を実現。 ○ 工賃アップ(障がい者支援施設)
	企業グループ内便	○ 企業グループ内部の文書を集配。	○ グループ内アウトソーシング推進 ○ コンプライアンス	○ アウトソーシングによる効率化。
2号(高速)	地域内急送便	○ 信書便物をバイク等で3時間以内に送達。	○ 信書急送需要に対応 ○ 貨物急送の経営資源を活用	○ 近距離の信書急送を実現。在宅勤務の支援の可能性。 ○ 送達時間の制約がない3号への移行。
	電報類似サービス	○ ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。	○ 慶弔電信需要の多様化に対応	○ 選択肢拡大による利用者利便増大。
3号(高価)	広域急送便	○ 信書便物を一定時間以内に送達。	○ 信書急送需要に対応	○ 中・長距離の信書急送を実現。
	高セキュリティ便	○ 高セキュリティ対応で貨物追跡が可能	○ コンプライアンス	○ 安心・安全・確実なサービスの提供を実現。

5. 特定信書便マーク

特定信書便事業者であることの識別を容易とし、信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークとして、「特定信書便マーク」を総務省において制定。

○特定信書便マークに総務省が期待すること

- (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
- (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
- (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。

○総務省は、このマークの商標を平成22年3月に登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。なお、許諾は、使用(貼付、印刷等)する対象物(車両、信書便物、名刺等)ごとに受けることが必要。

○平成29年9月末現在、特定信書便事業者約171者に対して使用を許諾。

〔特定信書便マーク〕



デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

〔使用例〕



6. 総務省の周知広報活動

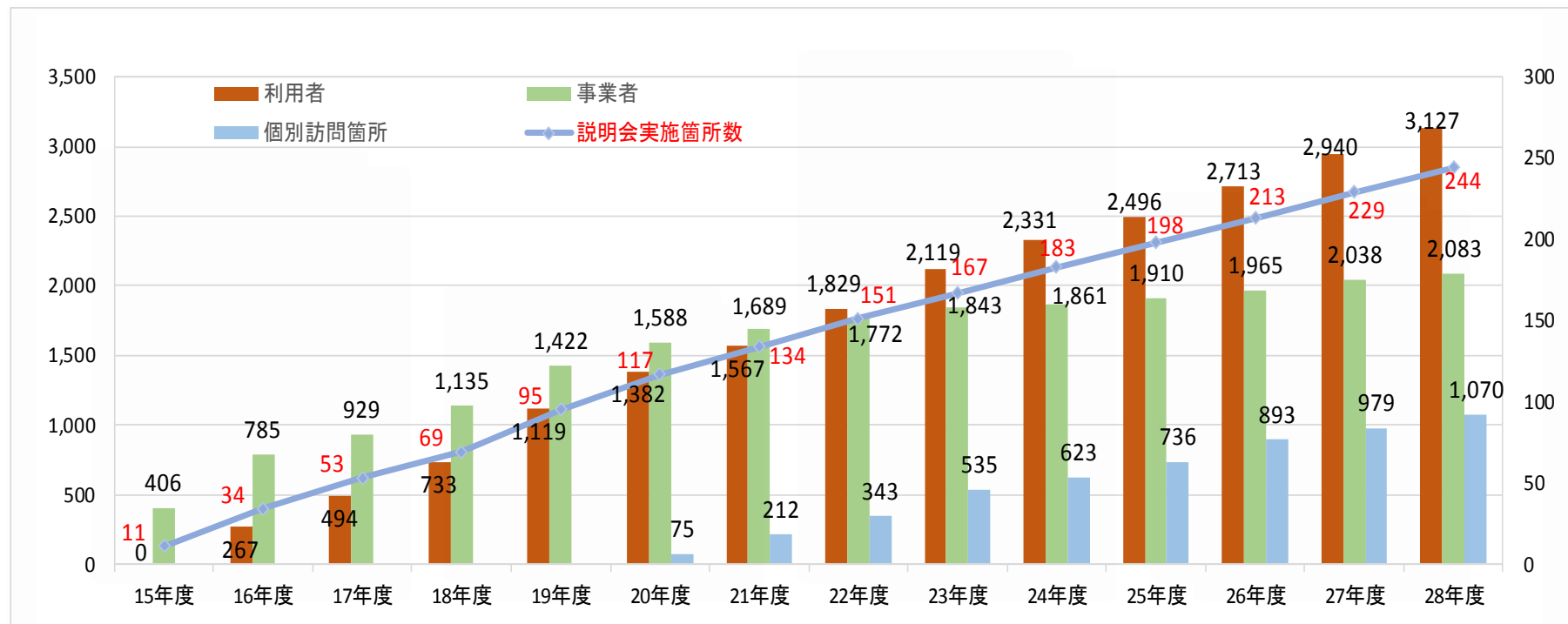
(1) 信書便制度説明会及び個別訪問活動の実績

- 総合通信局等では、「利用者」や「事業者」を対象とした信書便制度説明会を開催。
 - ・「利用者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業者の提供するサービスの種類や利用方法等を説明
 - ・「事業者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業を開始するための具体的な手続等を説明

【信書便制度説明会・個別訪問の実施状況】

(参加事業者/利用者数: 累計)

(実施箇所数: 累計)



平成29年度信書便制度説明会の実施状況(予定)

(平成29年10月6日現在)

主催局等	開催日時	場所・会場
北海道	平成29年9月7日(木)	北海道総合通信局第一会議室
〃	平成29年11月8日(水)	北見経済センター研修室
東北	平成29年6月21日(水)	八戸市総合福祉会館 4階 第1教室 (はちふくプラザ ねじょう)
〃	平成29年6月22日(木)	青森市民ホール 1階 会議室1 (リンクモア平安閣市民ホール)
〃	平成29年10月17日(火)	山形テルサ3階研修室B(山形県山形市)
〃	平成29年10月18日(水)	なの花ホール2階研修室(山形県東田川郡三川町)
関東	平成29年11月28日(火)	宇都宮市民プラザ 会議室1・2(栃木県宇都宮市)
信越	平成29年7月20日(木)	クロスパルにいがた(新潟県新潟市)
〃	平成29年7月21日(金)	上越市市民プラザ(新潟県上越市)
〃	平成29年12月中旬	信越総合通信局内会議室
北陸	平成29年11月14日(火)	富山県民会館 6階 601号室
東海	平成29年11月2日(木)	東海総合通信局7階共用会議室
近畿	平成29年11月9日(木)	京都テルサ研修室
中国	平成29年5月19日(金)	島根県出雲市役所内会議室
〃	平成29年11月16日(木)	広島県福山市生涯学習プラザ会議室 あわぎんホール(徳島県郷土文化会館) 会議室6
四国	平成30年2月22日(木)	
九州	平成29年11月9日(木)	九州総合通信局内会議室
沖縄	平成29年10月25日(水)	沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室



説明会の開催模様



配付資料の例

(2) 信書制度及び信書便制度に係る周知活動(信書便制度説明会・個別訪問を除く)

○ 信書制度周知用ポスター

- ・主な掲示先: 政府庁舎、地方自治体、信書便事業者、郵便局等

○ 信書制度周知用チラシ

- ・主な配置・配布先: 総務本省、総合通信局、信書便事業者等

○ 信書便年報

- ・主な配置・配布先: 総務本省、総合通信局、地方自治体、図書館等

○ 「特定信書便事業のご案内」パンフレット

- ・主な配置・配布先: 総務本省、総合通信局、信書便事業者等

○ 信書の定義解説DVD「知っておきたい信書のルール」

総務本省、総合通信局、信書便事業者協会、日本郵便等に配布・配置。

総務省ホームページ、YouTubeにも動画を掲載。

○ 総務省ホームページ「信書便事業のページ」での周知広報

○ 総務省広報誌における特集記事の掲載

○ 信書便事業者との意見交換会

- ・10月13日 東京都内、10月18日 大阪府内

○ 信書便事業者協会主催の講習会等での周知



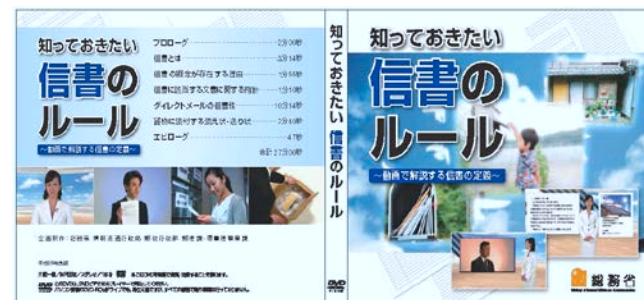
信書制度周知用ポスター
(平成28・29年度版)



信書便年報(平成28年度版)



「特定信書便事業のご案内」パンフレット



DVD「知っておきたい信書のルール」

総務省HP「信書便事業のページ」のご案内①

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)



総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ



総務省HP「信書便事業のページ」のご案内②

「信書便事業」で検索してください

→ 信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)



総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ



信書便事業分野における個人情報の保護について

信書便事業分野においては、憲法上の要請に基づき信書便法に規定されている信書の秘密の保護に加え、個人情報についてもその適正な取扱いを確保することが重要です。

総務省では、事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定めています。

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年5月17日総務省告示第168号)

- ・ [本文](#)
- ・ [解説](#)

漏えい等事案の報告

信書便事業において個人データや特定個人情報の漏えい等事案が発覚した場合の報告手続について[こちら](#)をご覧ください。

信書便年報

○ 信書便年報は、民間事業者による封書やはがきなどの信書の送達事業の現状について広く国民の皆様にご覧いただくために、信書便制度の概要や信書便事業の現状、信書便に関する政策などについてとりまとめたものです。

